

大 学 の 国 際 化

—世界に開かれた日本の実現に向けて—

1 9 9 1 年 3 月

社団法人 関西経済同友会

国 際 問 題 委 員 会

目 次

はじめに

要 約	-----	1
提 言	-----	9
1. 背 景	-----	11
a. 国際的に開かれた社会の形成	-----	11
b. 国際化に対応し得る人材の育成	-----	11
c. 大学の国際性	-----	12
d. 臨時教育審議会・大学審議会答申	-----	13
2. 大学の国際化に関する現状	-----	14
a. 外国人受入れ体制の現状	-----	14
b. 日本における外国語教育の不備	-----	19
c. 大学社会における競争の欠如、閉鎖性・保守性	-----	19
d. 大学と社会の関わり	-----	20
e. 国の研究費支出の少なさ	-----	20
3. 提 言	-----	21
a. 外国人教員の受入れ推進	-----	21
b. 留学生受入れ環境の整備	-----	22
c. 学術研究費に関する支援	-----	23
d. 外国語教育の充実と大学入学試験への ヒアリング導入の推進	-----	24
e. 開かれた大学のための社会代表との懇談	-----	25
＜大学の閉鎖性の改革＞	-----	25
平成2年度国際問題委員会活動状況・名簿	-----	27

はじめに

国際社会において日本が貢献を求められる分野や場面が急速に増えてきている。しかしながら、日本の果たすべき役割について国内のコンセンサスが見受けられない。例えば、最近の湾岸戦争に関する日本国内での議論の状況をみてもそれが窺える。日本の果たす役割について、日本人自身が今以上に認識していくことが必要である。

日本は、これまで「経済」「技術開発」の両分野を通じて世界の発展に大きく貢献してきたが、今後、日本がこれら以外の分野においても期待される役割・果たすべき責務はますますその重要性を増していくと考えられる。

そのことは、1989年秋に本委員会がアジアNIES、ASEAN各国のオピニオンリーダーを対象として実施したアンケート結果において、今後日本に期待する分野として例えば「教育」や「環境保護」、「情報通信」も挙げられたことから裏づけられる。

また、冷戦後の新しい国際社会において、21世紀の輝かしい未来実現を見据えて日本がその立場にふさわしい貢献をしていくためには、まず国際社会におけるルール・秩序を共有すること、またそれぞれの国の文化の違いを認識することが必要であり、それに対応し得る社会風土の形成が求められる。

以上のことから、国際問題委員会では今後の日本のあるべき姿や国際社会への貢献に関して「教育の国際化」、就中「大学の国際化」が最も大きな影響を与えると考えて、今年度は取り組んできた。外国人教員を含む大学教員や教育委員会等関係機関15か所に対するヒアリング結果も参考に、本提言とした。

本提言が、今後各方面での議論のたたき台となれば幸いである。

国際問題委員会
委員長 臼井 剛

1. 背 景

a. 国際的に開かれた社会の形成

日本が国際社会の一員として貢献していくには、国際社会において真に信頼されることが必要であり、そのためには日本社会を各国からみて妥当と判断される開かれた社会に転換し、各国から理解しやすく、過不足ない評価が得られる国に改革しなければならない。

b. 国際化に対応し得る人材の育成

これまで国際感覚豊かな人材の育成は教育界では不十分であり、経済界においても個別企業内教育によって育成してきたのが現状であるが、このような人材の育成は本来教育の基本的な問題である。

c. 大学の国際性

「国際的に開かれた社会の形成」と「国際化に対応し得る人材の育成」を成すには、「教育」が重大な責務を負っており、“大学”が最も重要な位置付けにあると言える。

日本の大学も諸外国の研究者や学生にも開放すべき時代となり、今後、日本が国際社会で受け入れられ、重要な役割を果たしていくためには「大学の国際化」が極めて重要な問題である。大学を国際化することがひいては日本の大学の研究・教育レベルの向上につながっていくと言える。

d. 臨時教育審議会・大学審議会答申

大学の国際化については、臨時教育審議会において1987年8月に最終答申が提出され、1991年2月には大学審議会が国際化に係る「学位授与」「大学・大学院の自己評価」等について意欲的な答申を提出した。

2. 大学の国際化に関する現状

大学の国際化は、一つの尺度として「普遍的であること、即ちその大学の研究・教育の内容や水準が外国人教員や学生にも評価され、活用されるものであること」、「交流性があること、即ち外国人と研究・教育の交互に交流するためのルールや習慣ができていくこと」、「開放的であること、即ち大学の大部分を構成する教員・学生について、雇用・入学といった点で外国人も同条件であること」の3点で判断される。

a. 外国人受入れ体制の現状

(1) 国・公立大学においては外国人教員の採用数が極めて少ない。

- イ. 国・公立大学においては外国人教員の採用に関して実態として任期による制限がある。
- ロ. 国立大学教員の報酬が低い。

また、私立大学においては外国人教員の採用等に関する制限はないが、国際化は不十分である。

(2) 留学生受入れ体制に改善の余地が多い。

- イ. 日本の大学や研究者に関する情報が不足している。
- ロ. 留学生に対する日本語教育が不足している。
- ハ. 私費留学生について奨学金支給人数が少ない。
- ニ. 学位取得が難しい。
- ホ. 留学生受入れ教員に対する経費補給がない。

b. 日本における外国語教育の不備

中学校、高等学校における「聞くこと」や「話すこと」についての教育が不十分な結果、大学に入学する段階で日常生活レベルの会話をこなせる学生は極めて少ない。

大学においても外国語に関する授業は文献の講義が中心で、外国語を使って討論するような授業は極めて少ない。

c. 大学社会における競争の欠如、閉鎖性・保守性

「人事がややもすれば閉鎖的であり、身分保障に安住して活動が停滞し、大学間および大学と社会の間での流動性が乏しいきらいがある」と臨時教育審議会第三次答申でも指摘されている。

学位授与や人事について、講座の主任教授の意向が強く反映されやすい仕組みとなっている。

年功序列が厳しい中で、長期間成果がなくても地位が保障されている結果、大学内部からは優秀な外部スタッフを導入しようとする動きが起こらない。

d. 大学と社会の関わり

国際社会で期待されている役割を十分に果たしていく能力は、大学教育の中で身につけさせていくことが求められるが、現時点ではこの点是不充分と言える。

しかしながら、大学と社会が相互に求めることについて意見交換できる場がなかったことも事実である。

e. 国の研究費支出の少なさ

この数年のシーリング予算の結果、文教関係予算はほとんど増えておらず、日本の知的財産はハード、ソフト両面において著しく目減りしている。

また、大学における研究費支出のうち日本政府の負担割合は50%強であり、他の主要国の割合に比べかなり低い。

3. 提 言

大学の国際化には国外の教員や学生にも研究・教育の内容・水準が評価され、活用されること、相互に交流するルール・習慣ができていること、また受入れ体制が整備された状態にあることが必要である。

日本の国際化のためには外国人教員、留学生を積極的に受け入れていくことやそのための環境を整備すること、また、大学が研究・教育の機関としての役割を十分に果たせるよう国・経済界が支援すること、さらに外国人との意思疎通の手段としての外国語習得の為のプラクティカルな教育をより充実していくこと等が求められる。
また、大学側も社会が必要としているものを感知する努力が必要である。

まず改善すべきこととして次の諸点を提言したい。

a. 外国人教員の受入れ促進

外国人教員が日本の研究・教育を評価し、活用する状態となり、相互に交流し合うことによって、純粋に研究成果による競争が行われるようにする必要がある。
また、そのためには雇用や人事等の処遇等についての障害を除去し、外国人教員が来日しやすい環境を整えることが重要である。

- (1)「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」の任期に関する運用見直し

任期に関しては、日本人教員と同様に“任期を定めない”運用を原則とする。
任期を求める教員にのみ個別に任期を設定する。

- (2)客員教授の積極招聘

研究業績面で秀でた実績のある外国人教員を積極的に招聘し、より高度な学問レベルを生み出す土壌作りを行うことが重要である。

また、在日の有識者や専門家を非常勤講師として積極的に任用することも含め、学問の交流を推進することが必要である。

(3)教員報酬の改善

教員の報酬を外国人教員にとって魅力あるレベルまで早急に引き上げるべきである。

同時に業績の有無、優劣が反映されるような能力主義的賃金体系を大幅に取り入れて、意欲ある優秀な研究者、教育者に正当に報いるべきである。

b. 留学生受入れ環境の整備

研究・教育水準や内容の向上、相互理解、人材育成への国際協力といった点で、留学生の受入れの推進は重要な意味を持っているが、日本の留学生受入れ体制には種々改善すべき点がある。また、ただ受入れ人数を増加させるのではなく、受入れ留学生の日本語レベルについても考慮すべき時期となった。

(1)日本教育情報センターの現地設置

諸外国とりわけ発展途上国に日本教育情報センターを例えば大使館内に設置し、日本の大学・研究者等に関する情報を積極的に各国の学生に提供するように現在の機能を強化し、留学生に対する強力な支援を行うとともに、留学生が来日した時点で日本語での会話に余り不自由しない程度まで日本語を習得できるように、充実した日本語教育を行うことが必要である。

将来的にはここに現在日本国際教育協会が実施している日本語習得レベルの認定機能を持たせ、機能を強化することが必要である。

日本教育情報センターの設置についてはODAの活用も考慮した積極的な対応が望まれる。

(2)私費留学生についての奨学金支給人数の増加

私費留学生については支給額を増額することも重要であるが、支給人数を大幅に増加させることがより望まれる。

(3)学位取得への配慮

論文に使用する言葉については日本語以外の言葉も使用できるよう一層配慮すべきである。また、学位取得の方法や審査プロセス等を留学生にも理解しやすいものとする必要がある。

(4)留学生に要する経費の割増し

留学生受入れ教官については経費予算等の割増し措置を行う必要がある。

C. 学術研究費に関する支援

この数年のシーリング予算の結果、文教関係予算はほとんど増えておらず、日本の知的財産はハード、ソフト両面において著しく目減りしている。このままでは日本経済の発展を支えてきたハイレベルな学問水準を維持していくことは困難になり、日本経済は大きな痛手を被ることになるだろう。

(1)研究環境の改善

イ. 研究費

大学等における研究費支出について、日本の政府負担率を旧西ドイツやフランスのように90%以上とは言わないまでも、少なくともアメリカの政府負担率レベルである70%位まで負担額を引き上げ、大幅に増額する必要がある。

ロ. 研究施設

21世紀の日本社会を健全で知的活力溢れる社会とするための知的インフラストラクチャ構築を図るため、430兆円の公共投資の一部を重点的に配分し研究設備、研究用資料・図書の充実を図らなければならない。

(2)企業寄附講座の積極導入

研究費や外国人教員のポストの確保の観点から大学側は企業へ寄附講座への参加を積極的に呼びかけ、企業側からは文化・学術に対する貢献の観点から、大学から求められた場合は積極的に応じることは無論、自ら冠講座ではない寄附講座開設を積極的に提案していくことが望ましい。

この講座の教官については、原則学外からの招聘とし、極力外国人教員を充てることとすれば国際化の推進に貢献し得る。

d. 外国語教育の充実と大学入学試験への ヒアリング導入の推進

中学校、高等学校の段階における会話・ヒアリングに重点を置いた教育プログラムの一層の推進が必要であり、その推進策の一つとして大学入学試験の外国語科目へのヒアリング導入をさらに推進することが、極めて有効である。

e. 開かれた大学のための社会代表との懇談

開かれた大学のために、社会が必要としていることや社会から期待されていることを大学が収集できるように、定期的に社会代表と懇談するよう大学側から働きかけることが望ましい。

以上の点についてできるところから速やかに着手する必要があるが、大学の国際化に対する障害として、根底にある大学の閉鎖性を改革することが根本的に求められていると言える。

<大学の閉鎖性の改革>

学問の自由、大学の自治を得てその運営・改革は全て大学当局に委ねられてきたのであるが、日本の大学においては徒弟制度的閉鎖性が強く残っており、この点については臨時教育審議会や大学審議会答申でも指摘されている。

大学におけるこの閉鎖性を除去するためには、競争原理がより働くように環境を整備する必要がある。

まず、国・公立大学教員の新規採用・補充については、外国人教員をも含め実態的にも学外からも広く募集し、能力・業績を中心とした人選を行うことにより、学外・国外へも開かれた大学とする必要がある。

基本的には国・公立大学教員については国籍を問わず任期制とし、（例えば助教授については3～5年、教授についても10年程度）、競争原理を導入することにより、任期の更新の際研究分野毎に業績が反映できる形態にすることが望ましい。

助教授以下に対する評価は片寄りがでないう、複数の目でできるだけ正確に評価する必要がある。

さらに大学の評価については、大学審議会答申で述べられている自己評価のみならず、大学の評価を一般社会からも理解しやすいものとするため、大学の自治を侵さない範囲で既にアメリカで行われているように第三者の目を反映した評価を行うことが望ましい。

以 上

提 言

大 学 の 国 際 化

— 世界に開かれた日本の実現に向けて —

1. 背 景

a. 国際的に開かれた社会の形成

東西冷戦構造が大きく変化し、1990年代は21世紀の人類の行く末を輝かしいものにするべく新しい国際秩序の形成のために様々な試みがなされていく時代と言える。その過程において中東問題、ソ連国内の民族独立問題等の課題を抱えながらも、各国は相互に補完し合って、発展する方策を模索していかなければならない。

日本が国際社会の一員として貢献していくには、国際社会において真に信頼されることが必要である。

そのために日本社会を各国からみて妥当と判断される開かれた社会に転換し、各国から理解しやすく、過不足ない評価が得られる国に改革しなければならない。

b. 国際化に対応し得る人材の育成

日本経済が世界のGNPの15%を占めるまで成長し、日本人の言動が与える影響が大きくなった結果、各国の人達との様々な分野での交流が深まるほど欧米社会のルールとのズレが大きくなってきている。

来日する外国人や海外駐在員の帰国に伴ういわゆる帰国子女も増加しており、国際化に積極的に対応し得る人材の育成が必要である。

これまで国際感覚豊かな人材の育成は教育界で不十分であり、経済界においては個別企業内教育によって育成してきたのが現状であるが、このような人材の育成は本来教育の基本的な問題であり、また、各企業毎ではレベル、コスト等の面から十分な育成は難しい状況である。

日本が国際社会での役割を充分果たしていこうとするのであれば、各国との考え方・習慣の違いを認識した上での付き合い方を社会に出るまでに身につけることが必要であるが、現実の教育ではこのような機会が極めて少ないため、それが不十分な状況にある。

日本が国際社会において真に信頼に足る存在となるためには、「広い国際的視野の中で日本社会・文化の個性を自己主張でき、かつ多様な異なる文化の優れた個

性をも深く理解することのできる能力」、「多様な異文化を深く理解し、十分に意思の疎通ができる国際的コミュニケーション能力」の育成が不可欠かつ緊急の課題であることは言うまでもないことである。

また、日本・日本人に対する国際社会における認識は、日本・日本人に関する知識不足とそれによる誤解も少なからず影響している。これを解消するためには、自分自らについて積極的な情報発信を行うことが重要であるが、世界共通語とも言える英語を使って自分の意見を述べ他人の意見を聞く訓練が、現在の高等教育段階（大学）では不足している。さらに中等教育段階（中学校、高等学校）での英語授業についても、6年間も学習しながら「読む力」と「会話する力」の習得状況に大きなアンバランスがある。

C. 大学の国際性

新しく形成されつつある国際社会において、日本が受け入れられ、重要な役割を果たしていくために「国際的に開かれた社会の形成」と「国際化に対応し得る人材の育成」が日本にとって喫緊の課題であることは上述のとおりである。そしてそれには、「教育」が重大な責務を負っている。

就中、教育の中でも、広範囲に亘って高度で基礎的な研究を行っていること、社会の指導的な立場に立つ人材の養成機関であること、研究者や留学生の受入れ・派遣等により国際貢献度が高いこと、経済界とも相互に大きな影響を与え合う存在であること等から“大学”が最も重要な位置付けにあると言える。

一般的に学術研究は地域や国境を越えた普遍的な真理を追求するものであり、大学における研究や教育は異質な外国の考え方と常に接し、その内容を吸収したり批判したりするものであることから、その研究・教育の場である大学は本来「国際性」のあるものである。

“ボローニャ市民である教師や学生”を除いた外国人学生によって作りあげられた中世最古のボローニャ大学や12～3世紀にはその著名教授のほとんどがフランス人ではなかったパリ大学のようなヨーロッパ中世に発祥した大学がその典型である。

一方、日本やドイツのような近代化がやや遅れた国においては、大学は国家の近代化のために国策として設置・活用されてきた。従って中世ヨーロッパ型の大学とは自らその性格も機能も違ったものとなっており、外国の優れた研究成果や研

究者を取り入れ、中央集権体制に好都合なものを取捨選択し、効率的な社会形成を目的の中心とした活動を行ってきた。この点においては、日本の大学はその役割を十二分に果たしてきたと言えるが、普遍性、国際性という点では極めて遅れた状態にあると言わざるを得ない。

新しい国際社会の中で、日本が日本のことだけを考えていればよい立場ではなく、なったように、大学も日本人のためだけではなく、諸外国の研究者や学生にも開放すべき時代となってきた。そしてそれがひいては日本の大学の研究・教育レベルの向上につながって行くと言える。

今後、日本が国際社会で受け入れられ、重要な役割を果たしていくためには「大学の国際化」が極めて重要な問題である。また、日本の大学の国際化の障害となってきた要素が幾重にも重なっていることや国際化の背景や条件、レベル等は変化していくものであることから絶えずその努力を続ける必要がある。

d. 臨時教育審議会・大学審議会答申

大学の国際化については、臨時教育審議会において1985年6月の第一次答申から1987年8月の第四次答申（最終答申）にいたるまでその改革案が提言されてきている。

第一次答申では「国際化という視点に立って教育の改革を図ることは、我が国の存立と発展にかかわる重要な問題である」ことや「我が国の教育機関、とくに大学の教育研究水準を高度化するとともに、国際的に開かれたものとし、日本人だけのための閉鎖的教育期間という発想から、世界の人材育成、学術、文化の発展などに貢献し得るようなものに根本的な発想の転換をしていかなければならない」ことが述べられている。

第二次答申では「外国人教員の任用を促進する」、「日本の高等教育の機能や水準がどの程度普遍的なものとして世界に通用するか、高等教育の制度や規模がどの程度国際的な交流・交換の可能性をもっているか、異質な様々な文化や民族からなる外国人に対して、日本の高等教育が制度、意識、習慣の面で開放されているかどうか等の面から日本の高等教育、特に大学の制度やその運用の在り方を基本的に見直さなければならない」と大学の国際化を進めるために一歩踏み込んだ内容となっている。

そして、第三次答申では「人事がややもすれば閉鎖的であり、身分保障に安住して活動が停滞し、大学間および大学と社会の間での流動性が乏しいきらいがある」と指摘され、最終答申において、「国際的視野における高等教育の在り方」、「外国語教育の見直し」等の国際化に対応するための改革案が提言されている。

また、1991年2月には大学審議会答申が提出され、国際化に関する「学位授与」「大学・大学院の自己評価」等について意欲的な改善提言がなされている。

2. 大学の国際化に関する現状

大学の国際化は、一つの尺度として「普遍的であること、即ちその大学の研究・教育の内容や水準が外国人教育や学生にも評価され、活用されるものであること」、「交流性があること、即ち外国人と研究・教育の交互に交流するためのルールや習慣ができていること」、「開放的であること、即ち大学の大部分を構成する教員・学生について、雇用・入学といった点で外国人も同条件であること」の3点で判断される。

しかしながら、日本の大学の国際化に関しては以下のとおり様々な問題があるのが現状であり、さらにこれまで大学の実態を改善しようと長期にわたって活動されてきている大学人からは、大学の国際化を阻む土壌として大学の閉鎖性もあげられている。

a. 外国人受入れ体制の現状

(1)国・公立大学における外国人教員採用に関して改善すべき点がある。

国・公立大学においては外国人教員の採用数が極めて少なく、また、採用に関しても改善すべき点がある。

1989年7月1日現在、「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」（以下外国人教員任用法と略す）に基づいて外国人教員を任用している国・公立大学等の機関（短期大学、研究所を含む）は50機関、任用している人数は120名であった。

1989年の国・公立大学の数が135校、本務（専任）教員の数が6万人もありながら極めてわずかな採用数であり、平均すると1校に1名にも満たない状況である。

外国人教員任用法の基づかない教員を加えても外国人本務（専任）教員数は国・公立の大学、短期大学を合わせて600名であり、専任教員のうちのわずか1.0%である。外国人教員の採用数という点からみれば日本の国・公立の大学等は国際性があるとは言えないのである。

1990年7月1日現在においても、外国人教員任用法に基づく外国人教員任用数は134名と前年に比べ微増しているにすぎない。

この法が制定される以前は行政の解釈によって、日本の国・公立大学では、国家（地方）公務員の身分を持って教授会を構成する教授・助教授となる者は日本国籍を有する者に限るとされていた。これは国・公立大学の教授会が「公権力の行使又は国家意志の形成」にたずさわる機関であると行政解釈されてきたからである。教員の分野においては日本人のためだけの国・公立大学であったと言える。

一方、私立の大学、短期大学においては外国人受入れに関する制限はなく、例えば外国人教員の積極的採用や留学生の積極受入れを行う等数年後の学生数の減少に対応して“国際性”を大学の特色として打ち出しているところも増えているが、現在はまだ一部の大学に限られている。私立大学全体としては、外国人教員や留学生受入れ状況等を見ると国際化が充分に進んでいるとはいえない状況にある。例えば、外国人教員採用数は全本務教員数に対して2.4%と決して多くはない。

イ. 外国人教員任用法運用上に問題点がある。

外国人教員任用法の制定は外国人教員にも雇用の機会を平等に与え、門戸を開いたという点で高く評価されるものであるが、任期の点で問題が残っている。

外国人教員任法では「任用される教員の任期については、大学管理機関の定めるところによる」となっており、法規定上は任期の定めをしなくてもよいことになっているが、ほとんどの大学で任期のある内規を定めている。1990年7月1日現在、外国人教員任用法に基づいて任用されている外国人教員134名中、無任期で任用されている教員は6大学、1研究所の計10名にすぎない。残りの124名のうち112名が任期が3年以下の短期間の任用となっている。

任期を定めることについての問題は、一つは日本人教員には任期の定めがなくいわゆる終身雇用が適用されながら、外国人教員についてはそうではないことであり、もう一つは任期満了に伴う再雇用が行われるか否かという点で雇用が

不安定であること、それに伴って長期研究に対する不安があることである。アメリカ・フランス・旧西ドイツ等の諸外国の国・公立大学においては、外国人であることによって大学教員への任用に関して差別を受けることは全くない。これは実績第一主義の原則を重視していること、学問は自由であり、学者は移動するものであるという基本的な考えがあるからである。

ロ. 報酬が低い。

日本の国立大学教員の報酬について、ヒアリングの対象となったアメリカ人教員からは「アメリカの大学での報酬に比べ2～3割低い」、アジア系教員からは「給与の面では、日本の大学には魅力がない」との意見があった。

また、民間企業従業員の報酬に比べ、国立大学教員のモデル報酬はかなり低い。非常勤講師についても極めて低い報酬であると言われており、例えばある有名私立大学では週1時間の講義で1か月1万円強のようである。

(2)留学生受入れ体制に改善の余地が多い。

1990年5月1日現在、日本に來ている留学生は41,347名である。前年に比べ約11,000名(約32%)増加しており、この数年20%前後の増加傾向にあったものが急増した。留学生のうち大半(35,360名、約86%)は、私費留学生である。

出身国別にみると中国が最も多く、次いで韓国、台湾となっており、この3か国で全体の約79%を占めている。中国・韓国からの留学生の急増により、地域別ではアジアの比率が91.7%となっている。

主要国における留学生受入れ状況を比較すると、アメリカ、イギリス、旧西ドイツ、フランスと比べ、受入れ絶対数、人口比のどちらでも日本の受入れが少ない。

中曽根首相(当時)が提唱した10万人計画に沿って、日本は毎年留学生受入れ数を増やしている。留学生の増加は本来的には相互の研究・教育水準の向上や相互理解、友好関係の増進に貢献するものであり、人材育成への協力という極めて重要な要素もある。しかしながら、日本の大学について留学生受入れの現状は種々改善すべき点があり、このままでは留学生の期待に充分沿えなくなる恐れがある。アジア・太平洋地域諸国からの留学生が圧倒的に多く、この地域では日本の貢献が最も望まれていることから留学生受入れ体制の早急なる改善が必要である。

また、受け入れる人数を単純に増加させるだけではなく、それに対応した受入れ体制の整備、さらには受け入れる留学生の日本語レベル等についても考慮する必要がある。

＜出身国別留学生数＞		平成2年5月1日現在
国 名		留 学 生 数 (人)
中 国		18,063
韓 国		8,050
台 湾		6,484
マレーシア		1,544
アメリカ合衆国		1,180
インドネシア		948
タ イ		856
フィリピン		479
香 港		422
バングラディッシュ		394
そ の 他		2,927
計		41,347

文部省留学生課資料より

＜主要国における留学生の状況（国際比較）＞					
国 名	アメリカ	イギリス	旧西ドイツ	フランス	日本
留学生(受入れ)数 (人)	356,190 (1987年)	56,726 (1986年)	81,724 (1986年)	123,978 (1987年)	41,347 (1990年)

文部省留学生課資料より

具体的には次のような問題点がある。

イ. 日本の大学に関する情報（教育・研究レベル、研究者・研究内容等）が不足している。

大学に関しても常に最新情報を広く世界に公開することが必要であるが、現状は、留学生の大半を占める私費留学生は満足な情報を得られない状況にある。結果として専門分野等が合致しなくても、受入れをしてくれる一部の教員のところに口込みで留学生が集中しがちである。

ロ. 留学生に対する日本語教育が不足している。

留学生の大幅な増加に伴い、英語、日本語のいずれも不十分な留学生が急増したため、留学生に対する教育レベルを落とさざるを得ないケースも出てきている。

外国語大学で半年間日本語教育を受けてから各大学に行くことになっている国費留学生ですら、この段階での日本語習得状況は不十分なことが多く、結果としてこのような学生はレベルの高い日本語での授業についていけない。まして論文作成となると困難な事態となる。

ハ. 私費留学生について奨学金支給人数が少ない。

約5,000名の国費留学生に対する奨学金の額は平成2年度予算で大学院レベルで179,500円、学部レベルで136,500円と諸外国に比べ遜色ない。残りの約3万5千人の私費留学生のうち奨学金支給対象者については大学院、学部それぞれ65,500円、45,000円が支給されるが、大学院・学部を合わせてその支給人数はわずか3,700名である。

二. 学位取得が難しい。

アジアから日本より欧米諸国へ留学する学生が多い理由の一つとして、日本の大学においては留学生が学位を取得することがかなり困難なことがある。これは、アメリカの大学のように“教えることによって”“一定レベルに到達させる”方法とは違い、日本の大学においては“学生自らが勉強して”“一定レベルの研究成果を挙げなければいけない”方法が取られていることや、人文社会学のように求められるレベルが数値では計りにくい日本の感覚に影響される分野があること等に因るものである。また、英語での記述が一部認められるようになってはきているが、日本語による論文記述が求められることが多いことも留学生にとっては大きな負担と言える。

ホ. 留学生受入れ教員に対する経費補給がない。

留学生を受け入れた場合様々な手間と費用を要することがあるが、国・公立大学においては特段の手当がなされておらず、受入れ教官にしわ寄せされているのが現状である。また、予算執行が年度後期までは必要最小限の既定経費のみしか認められないため、それまでは教員の個人負担となることが多い。

b. 日本における外国語教育の不備

日本人学生と留学生の交流が少ない理由の一つとして、日本人学生の英語会話レベルが低い点を指摘されることが多い。

現在、英語を中心とする外国語教育は中学校・高等学校の通算6年間の教育期間があるが、大学に入学する段階で日常生活レベルの会話をこなせる学生は極めて少ない。それは6年間の外国語教育が「読むこと」に大半の時間が使われており、「聞くこと」や「話すこと」についての教育が不十分だからである。一部学校においては会話に重点を置いた教育を行うところも現れ、また、文部省が中心となって外国語指導助手を各国から招致するプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業－JETプログラム）も実施されており、生きた英語を学ぶという点で改善は進んでいるが、現状は未だ不十分である。

大学においても外国語に関する授業は文献の講義が中心となっており、外国語を使って討論するような授業は極めて少ない。

c. 大学社会における競争の欠如、閉鎖性・保守性

大学の教育・研究活動についての自主性は、伝統的に尊重され、保障されてきているが、大学がこれに応え、大学における教育・研究内容を充実し、学問水準を向上させていくことは、本来大学自らの自覚と努力によって成し遂げられるべき責務である。そしてこのためには常に広く人材を求め、教育・研究において活発な活動・競争を行って行くことが必要であるが、日本の大学の現状は臨時教育審議会第三次答申に「人事がややもすれば閉鎖的であり、身分保障に安住して活動が停滞し、大学間および大学と社会の間での流動性が乏しいきらいがある」と指摘されるような状態である。

学問水準的にもトップレベルにあると言われる有名大学においても、教員のほとんどは自大学卒業生で占められているのが現実である。

さらに、多くの大学では教授1名、助教授1名、助手1名で構成される小講座制の運営が行われているため、学位授与や講師への任用、助教授・教授への昇進について、主任教授の意向がともすれば強く反映されやすい仕組みとなっている。

年功序列が厳しい中で、日本人助教授の大半は一定年令に達すると研究成果の優劣にあまり左右されず教授に昇格できるとも言われている。長期間成果がなくても地位が保障されている結果、大学内部からは優秀な外部スタッフを導入しようとする動きが起こらない。

また、大学運営の要となる教授会では議事進行に長時間を要し、なかなか物事が決まらず、事前の周到な根回しも必要とされているようである。教授会の閉鎖性・不活性さについては「サロン化している」と表現する国立大学教授もいる。

d. 大学と社会の関わり

大学に入学することが最大目的となってしまう感の強い中等教育の歪みにより、大学時代を実社会生活までの単なる通過時間として過ごし、思考力・学力がほとんどつかないまま卒業する学生が極めて多い。

従って己むを得ず、企業は学生の採用に際して、学生の学問水準・思考力・議論する能力等をあまり問わず、出身大学で潜在能力の判断をして採用し、各企業毎に育成する傾向が強い。

国際社会で期待されている役割を十分に果たしていく能力は、大学教育の中で身につけさせることが求められるが、現時点ではこの点是不充分と言える。

社会もこれまで大学に対して社会で必要とされる能力、技術を大学教育の中で学生に身につけさせることを求めてこなかった点で反省すべきであるが、大学と社会が相互に求めることについて意見交換できる場がなかったことも事実である。

e. 国の研究費支出の少なさ

この数年のシーリング予算の結果、文教関係予算はほとんど増えておらず、日本の知的財産はハード、ソフト両面において著しく目減りしている。

昭和63年度に日本全体で使用された研究費10兆6千億円のうち70%近い7兆2千億円が民間企業における支出であり、大学等における支出は20%にも満たない2兆円余りである。大学等における支出のうちの51.4%、約1兆400億円が政府負担となっている。他の主要国においては旧西ドイツで約92%、フ

ランスで約98%、イギリスで約80%、産業界の研究費が多いアメリカでさえ大学については約70%（約2兆5,800億円）を政府が負担している。

また、学術振興の基幹的経費となる文部省の科学研究費補助金は平成3年度政府予算案額でわずか589億円と6年間で169億円しか増えていない。

3. 提 言

大学の国際化には国外の教員や学生にも研究・教育の内容・水準が評価され、活用されること、相互に交流するルール・慣習ができていること、また受入れ体制が整備された状態にあることが必要である。

日本の大学の国際化のためには外国人教員、留学生を積極的に受け入れていくことやそのための環境を整備すること、また大学が研究・教育の機関としての役割を十分に果たせるよう国・経済界が支援すること、さらに外国人との意思疎通の手段としての外国語習得のためのプラクティカルな教育をより充実していくこと等が求められる。また、大学側も社会が必要としているものを感知する努力が必要である。

まず改善すべきこととして次の諸点を提言したい。

a. 外国人教員の受入れ促進

外国人教員が日本の研究・教育を評価し、活用する状態となり、相互に交流し合うことによって、純粹に研究成果による競争が行われるようにする必要がある。

また、そのためには雇用や人事等の処遇等についての障害を除去し、外国人教員が来日しやすい環境を整えることが重要である。

(1)「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」の任期に関する運用見直し

任期に関しては、日本人教員と同様に“任期を定めない”運用を原則とし、採用に関する制度上の障害を除去すべきである。

任期を設定する場合は個々の教員の事情を十分に考慮して、本人が希望する場合にのみ任期の設定を行うべきである。

(2)客員教授の積極招聘

研究業績面で秀でた実績のある外国人教員を客員教授として積極的に招聘し、より高度な学問レベルを生み出す土壌作りを行うことが重要である。

また在日の有識者や専門家、例えば外交官や一流ジャーナリスト等を非常勤講師として積極的に任用すること含め、学問の交流を推進することが必要である。

(3)教員報酬の改善

外国人教員からみて日本の大学で研究してみようという意欲が起きるよう、教員の報酬を外国人教員にとって魅力があるレベルまで早急に引き上げるべきである。

同時に現行の年功序列賃金体系を改正し、業績の有無、優劣が反映されるような能力主義的賃金体系を大幅に取り入れて、意欲ある優秀な研究者、教育者に正当に報いるべきである。

b. 留学生受入れ環境の整備

研究・教育水準や内容の維持・向上、相互理解、人材育成への国際協力といった点で、留学生の受入れの推進は重要な意味を持っている。

しかしながら、日本の留学生受入れ体制には種々改善すべき点がある。

また、ただ受入れ人数を増加させるのではなく、受入れ留学生の日本語レベルについても考慮すべき時期となった。

(1)日本教育情報センターの現地設置

私費留学生にとっては日本の大学・研究者等に関する情報を得にくく、日本語の習得機会も少ないのが実情である。諸外国とりわけ発展途上国に日本教育情報センターを例えば大使館内に設置し、日本の教育事情、個々の大学・研究者に関する情報を積極的に各国の学生に提供するように現在の機能を強化し、留学生に対する強力な支援を行うとともに、日本の生活様式に関する知識の習得も含め、留学生が来日した時点で大学で教育を受けるのにあまり支障がない程度まで日本語を習得できるように、充実した日本語教育を行うことが必要である。将来的にはここに現在日本国際教育協会が実施している日本語習得レベルの認定機能を持たせ、機能を強化することが必要である。

日本教育情報センターの設置についてはODAの活用も考慮した積極的な対応が望まれる。

(2) 私費留学生についての奨学金支給人数の増加

私費留学生については支給額を増額することも重要であるが、支給人数を大幅に増加させることがより望まれる。

(3) 学位取得への配慮

日本人学生よりも水準を低くして学位を授与する必要はないが、論文に使用する言葉については日本語以外の言葉も使用できるよう一層配慮すべきである。

また、学位取得の方法や審査プロセス等を留学生にも理解しやすいものとする必要がある。

(4) 留学生に要する経費の割増し

研究室経費については留学生であるか否かに拘らず学生数に対して予算措置が行われている。日本人学生とは違い、留学生については何かと担当教官が面倒を見る必要があり、教官の個人負担となることが多い。留学生受入れ教官については経費予算等の割増し措置を行う必要がある。

C. 学術研究費に関する支援

日本の国立大学では研究資金・設備・報酬が不十分であること、またその結果大学院に残る日本人学生が減り、後継者難となっていることが言われている。このままでは日本経済の発展を支えてきたハイレベルな学問水準を維持していくことは困難となり、日本経済は大きな痛手を被ることになるだろう。

(1) 研究環境の改善

イ. 研究費

大学等における研究費支出について、日本では政府の負担率は50%強である。旧西ドイツやフランスのように90%以上とは言わないまでも、少なくともアメリカの政府負担率レベルである70%位まで政府の負担額を引き上げ、大幅に増額する必要がある。

支援の方法についても、大学間の交流を助成するよう複数大学による共同研究を前提としてテーマが設定されているものに重点配分する等配慮することが大切である。

ロ. 研究施設

自然科学系の研究設備、人文科学系の研究用資料・図書の充実を図らなければならない。その財源については430兆円の公共投資の一部を重点的に配分し、21世紀の日本社会を健全で知的活力溢れる社会とするための知的インフラストラクチャ構築を図る必要がある。

(2)企業寄附講座の積極導入

研究費や外国人教員のポストの確保の観点から大学側は企業へ寄附講座への参加を積極的に呼びかけ、企業側からは文化・学術に対する貢献の観点から、大学から求められた場合は積極的に応じることは無論、自ら冠講座ではない寄附講座開設を積極的に提案していくことが望ましい。

この講座の教官については、原則学外からの招聘とし、極力外国人教員を充てることとすれば国際化の推進に貢献し得る。

d. 外国語教育の充実と大学入学試験へのヒアリング導入の推進

国際化に対応しうる人材の育成のためには外国語“を”話すことも大事であるが、より重要なことは外国語“で”自らの意見を述べることである。そのためには大学において外国語“で”自らの意見を述べられるようになるカリキュラムを組む必要がある。

その前段階として、中学校、高等学校の段階において、少なくとも外国語を1か国語について日常生活の会話レベルまでは話すことができるような、会話・ヒアリングに重点を置いた教育プログラムの一層の推進が必要である。

その推進策の一つとして大学入学試験の外国語科目へのヒアリング導入をさらに推進することが、極めて有効な方策である。

また、JETプログラムの質・量充実、在日外国人の臨時語学教員としての委託の増加等により、日本とは異なった慣習、生活様式等も含めて生きた外国語を学習できる機会を増やすとともに、東京都立国際高校や大阪府等の公立高校の一部に設置された国際教養科のような国際的感覚を身につけやすい教育コースの増設も求められる。

e. 開かれた大学のための社会代表との懇談

大学と一般社会とは、相互に大きな影響を与え合う存在でありながら、個別の大学と企業等の交流はあるものの広く一般社会との間で考え方・要望について意見交換する場がなく、相互に期待するものがわからない状態であった。開かれた大学となるために、社会が必要としていることや社会から期待されていることを大学が収集できるように、定期的に社会代表と懇談するよう大学側から働きかけることが望ましい。

以上の点についてできるところから速やかに着手する必要があるが、大学の国際化に対する障害として、根底にある大学の閉鎖性を改革することが根本的に求められていると言える。

＜大学の閉鎖性の改革＞

大学が中世以降、永く研究・教育の場としてその地位を保ち得たのは、時の権力とは一線を隔ててきたからである。それ故に学問の自由、大学の自治を得てその運営・改革が全て大学当局に委ねられてきているが、日本の大学においては従弟制度的閉鎖性が強く残っている。

この点については臨時教育審議会や大学審議会答申でも指摘されているところである。大学におけるこの閉鎖性を除去するためには、競争原理がより働くように環境を整備する必要がある。

まず、国・公立大学教員の新規採用・補充については、外国人教員をも含め実態的にも学外からも広く募集し、能力・業績を中心とした人選を行うことにより、学外・国外へも開かれた大学とする必要がある。

基本的には国・公立大学教員については国籍を問わず任期制とし、（例えば助教授については3～5年、教授についても10年程度）、競争原理を導入することによって、任期の更新の際研究分野毎に業績が反映できる形態にすることが望ましい。

助教授以下に対する評価は片寄らないよう、複数の目でできるだけ正確に評価ができるようにする必要がある。

さらに大学の評価については、大学審議会答申に述べられている自己評価のみならず、大学の評価を一般社会からも理解しやすいものにするため、大学の自治を侵さない範囲で既にアメリカで行われているように第三者の目を反映した評価を行うことが望ましい。

以 上

平成 2 年 度 国 際 問 題 委 員 会 活 動 状 況

5 月 9 日 正副委員長会議
「提言のとりまとめおよび本年年度活動方針について」

5 月 2 2 日 スタッフ会

5 月 2 8 日 常任委員会
「提言『 9 0 年代のアジア・太平洋地域経済の発展のために』(案)
の審議」

5 月 3 0 日	提言「 9 0 年代のアジア・太平洋地域経済の発展のために」(案)を 幹事会にて発表
-----------	---

6 月 7 日	提言「 9 0 年代のアジア・太平洋地域経済の発展のために」を 記者発表
---------	---

6 月 2 2 日 講演会（基本問題懇談会・経済政策委員会と共催）
「“ジャパン・プロブレム”とは」
講 師 NRC ハンデスブラッド
極東特派員 カレル・ウォルフレン氏

6 月 2 7 日 スタッフ会

7 月 9 日 講演会・常任委員会
「日米通商関係の現状と今後の展望」
講 師 米国国際貿易委員会（ITC）
委員長 アン・ブランズデール氏

7 月 1 9 日 スタッフ会

9 月～1 1 月 教育問題専門家・外国人教員を含む大学教員・教育委員会等
関係機関 1 5 ケ所に個別訪問調査（※訪問先後掲）

9 月 1 3 日 スタッフ会

9 月 1 9 日 正副委員長会議「わが国大学の国際化の現状と問題点について」

1 0 月 1 日 講演会・常任委員会
「1 9 9 0 年代におけるアジア太平洋地域と日本
ーアジア太平洋経済協力閣僚会議（APEC）を中心にー」
講 師 通商産業省 通商政策局
アジア太平洋国際地域協力推進室長 奥 村 裕 一 氏

- 10月17日 スタッフ会
- 10月24日 正副委員長会議「わが国大学の国際化の現状と問題点について」
- 11月14日 昼食懇談会
「留学生受け入れの現状と課題～大阪大学を中心に～」
講 師 大阪大学 工学部教授 森 田 善一郎 氏
- 11月30日 スタッフ会
- 12月 7日 講演会・常任委員会（国際交流委員会と共催）
「ハンガリー政治・経済改革の現状」
講 師 ハンガリー価格庁長官 F. ビ シ ー 氏
- 12月10日 スタッフ会
- 12月17日 正副委員長会議
「『大学の国際化』に関する提言のとりまとめについて」
- 12月21日 講演会・常任委員会
「アジア太平洋時代と大学の国際化」
講 師 神田外語大学 教授 アリフィン・ベイ氏

平成 3 年

- 1月16日 米国議会図書館調査局日本部長 ディック・ナント氏との昼食懇談会
- 1月18日 講演会・常任委員会（国際交流委員会と共催）
「東欧における経済改革・国際通商の行方」
講 師 ハンガリー科学アカデミー 経済研究所
教 授 A. ナ ジ ー 氏
- 1月22日 講演会・常任委員会（安全保障委員会と共催）
「日米 産業競争の潮流」
講 師 カリフォルニア大学 バークレー校
教 授 ジョン・ザイスマン氏
- 1月23日 スタッフ会
- 1月30日 常任委員会「我が国の大学の国際化のあり方について」
- 2月21日 スタッフ会

2月26日 講演会・常任委員会
「今後の我が国の大学改革の方向について」
講師 文部省 高等教育局企画課長 加藤孝治氏
常任委員会
「提言（案）の審議」

3月5日 スタッフ会

3月15日 講演会・常任委員会（国際交流委員会と共催）
「変動する世界経済と日本」
講師 日本貿易振興会 理事長 増田 実氏
正副委員長会議
「提言（案）の審議」

3月25日	提言「大学の国際化－世界に開かれた日本の実現に向けて－」（案）を 幹事会にて発表
-------	---

3月27日 常任委員会（国際交流委員会と共催）
「中国から見たソ連・東欧の現状と将来」
講師 中華人民共和国国務院
現代国際関係研究所ソ連東欧研究室主任 周栄坤氏

4月5日	提言「大学の国際化－世界に開かれた日本の実現に向けて－」を 記者発表
------	---------------------------------------

※ 個別訪問先（訪問順）

大阪大学、ボストン大学日本校、広島大学、桃山学院大学、東京大学、上智大学、
神戸大学、早稲田大学、学習院大学、放送大学、関西大学、愛知県立大学、京都大学、
大阪市教育委員会、大阪府教育委員会

(敬称略・順不同)

委員長	臼井剛	住友生命保険	副社長
副委員長	矢野正躬	東京銀行	常務・大阪支店長
"	北川正明	日本貿易振興会	大阪本部長(10月退会)
"	清水卓	住友商事	取締役
"	田村公孝	大阪酸素工業	社長
"	雑賀正平	三和銀行	専務
"	荒川宜三	大和銀総合研究所	常務
常任委員	石川恭久	国際電信電話	常務・大阪支社長
	大橋宏	住友信託銀行	常務
	帯野久美子	インターアクト・ジャパン	代表取締役
	角脇通正	経済団体連合会 関西事務所	所長
	國田稔	サントリー	専務
	斎藤顕一	マッキンゼーアンドカンパニー, インク・ジャパン	大阪副支社長
	佐藤功	昭和丸筒	社長
	柴田益男	関西電力	専務
	高田健次郎	日本貿易振興会	大阪本部長(10月入会)
	高橋良平	コスモ証券	専務
	角田達俊	日本輸出入銀行	大阪支店長
	前田良平	国際経済研究センター	関西本部事務局長
	満園郁夫	松下電器産業	国際・法務企画担当部長
	八木雄三	八木通商	社長
	山田豊市	プルデンシャル 証券会社	大阪支店長
	柳真雄	サイマル・インターナショナル	常務
	吉田治	米国ミネソタ州 政府貿易局大阪代表部	事務局長
	藤田悦孝	住友生命保険	総務部秘書課長
	宮原和市	東京銀行	企画秘書課長
	三浦秀人	日本貿易振興会	総務課長
	半谷孝壽	住友商事	大阪業務企画室 室長
	北尾昌三	大阪酸素工業	取締役・社長室部長
	山田保薫	三和銀行	国際部調査役
		大和銀行	渉外部部長
	萩尾千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	梅名義昭	関西経済同友会	企画調査課長
	阪口純	関西経済同友会	企画調査課主任研究員
	山中美枝子	関西経済同友会	企画調査課

「大 学 の 国 際 化
—世界に開かれた日本の実現に向けて—」

平成3年3月25日発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長

大阪市北区中之島6丁目2番27号

電話 (06) 441-1031

印刷所 株式会社アプロス

大阪市北区西天満6-2-16
